

| 屋根工事業 | 石工事業 | とび・土工工事業 |
|---|---|---|
| 一 建築能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を「仕上げ」とするものに限る。じとするものに合格した者 | 一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を「仕上げ」とするものに限る。じとするものに合格した者 | 一 施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。じとするものに合格した者) |
| 二 建築士法第四条の規定による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者 | 二 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を「仕上げ」とするものに限る。じとするものに合格した者 | 二 施工管理又は二級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。じとするものに合格した者) |
| 三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を「建築板金」かわらぶき若しくはスレート施工とするものに合格した者 | 三 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を「建築板金」かわらぶき若しくはスレート施工とするものに限る。じとするものに合格した者 | 三 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を「建築板金」かわらぶき若しくはスレート施工とするものに限る。じとするものに合格した者) |
| 四 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に係る建設工事に関する実務の経験を有する者 | 四 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に係る建設工事に関する実務の経験を有する者 | 四 建築工事業法(昭和三十九年法律第百三十九号)第四十四条第一項の規定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に係るものに限る。じとするものに合格した者) |

| タイル・れんが・ | 管工事業 | 電気工事業 |
|---|---------------------------------------|---|
| 一 建築工事業及びタイル・れんが・の施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。じとするものに合格した者) | 一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を管工事業 | 一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気工事 |
| 二 建築工事業及びタイル・れんが・の施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。じとするものに合格した者) | 二 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を管工事業 | 二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を電気工事 |
| 三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を「タイル張り」かわらぶき若しくはブロック建築とするものに限る。じとするものに合格した者) | 三 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を管工事業 | 三 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第四十四条第一項の規定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に係るものに限る。じとするものに合格した者) |
| 四 建築工事業及びタイル・れんが・の施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。じとするものに合格した者) | 四 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を管工事業 | 四 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を電気工事 |
| 五 登録計試験に合格した後管工事に係る建設工事に関する実務の経験を有する者 | 五 登録計試験に合格した後管工事に係る建設工事に関する実務の経験を有する者 | 五 建築工事法(昭和三十九年法律第百三十九号)第四十四条第一項の規定による第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に係るものに限る。じとするものに合格した者) |
| 六 登録計試験に合格した後管工事に係る建設工事に関する実務の経験を有する者 | 六 登録計試験に合格した後管工事に係る建設工事に関する実務の経験を有する者 | 六 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行なう業務に係る者又は第三種電気工事士免状の交付を受けた者又は同法附則第七条の規定により国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後電気工事に係る者 |

| | | | |
|--|---|--------|--|
| | | | 電気通信工事業 |
| 造園工事業 | さく井工事業 | さく井工事業 | 一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者 |
| 建設部門 | 二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を建設部門「森林部門」(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものの「林業」又は「森林土木」とするものに限る)とするものに合格した者 | | |
| 清掃施設工事業 | 三 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一级の造園とするものに合格した者又は検定職種を二级の造園とするものに合格した後造園工事に關し三年以上実務の経験を有する者 | | |
| 消防施設工事業 | 一 水道部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る)とするものに合格した者 | | |
| 水道施設工事業 | 二 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定のうち検定職種を一级の建具製作「カーテンウォール施工若しくはサッシ施工」とするものに合格した後さく井工事に關し三年以上実務の経験を有する者 | | |
| 建具工事業 | 三 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に關し一年以上実務の経験を有する者 | | |
| 三 國土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者 | 一 法第二十七条第一項の規定による技術検定のうち検定種目を一级の土木施工管理又は二级の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る)とするものに合格した者 | | |
| 消滅施設工事業 | 二 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門・衛生工部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」)とするものに限る)又は総合技術監理部門(選択科目を上下水道部門に係るものの「水質管理」又は「廃棄物管理」)とするものに合格した者 | | |
| 消滅施設工事業 | 三 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し十二年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し八年を超える実務の経験を有する者 | | |
| 消滅施設工事業 | 四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る)とするものに合格した者 | | |

(登録の申請) 第二四〇四
前記第二号の表二六二二事項の貢税日付の表上、支度ヨリ一ヶ月以内に提出する。

- (登録の申請)

第七条の四 前条第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録は、登録地すべり防止工事試験の実施に関する事務（以下「登録地すべり防止工事試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

二 前条第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録を受けようとする者（以下「登録地すべり防止工事試験事務申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録地すべり防止工事試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録地すべり防止工事試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録地すべり防止工事試験事務を開始しようとする月日

四 登録地すべり防止工事試験委員（第七条の六第一項第一号に規定する合議制の機関を構成する者をいす。以下同じ。）となるべき者の氏名及び略歴並びに同号イ又はロに該当する者にあつては、その旨

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ 登録地すべり防止工事試験事務申請者の略歴を記載した書類

二 法人である場合においては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

ロ 株主名簿若しくは社員名簿の写し又はこれらに代わる書面

ハ 申請に係る意思の決定を証する書類

二 役員（会員会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員をいう。以下同じ。）の氏名及び略歴を記載した書類

三 登録地すべり防止工事試験委員のうち、第七条の六第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

四 登録地すべり防止工事試験事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

五 登録地すべり防止工事試験事務申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

六 その他参考となる事項を記載した書類

（欠格条項）

第七条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う試験は、第七条の三第一号の表とび・土工工事業の項第四号の登録を受けることができない。

一 法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二 第七条の十五の規定により第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、登録地すべり防止工事試験事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）

第七条の六 國土交通大臣は、第七条の四の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第七条の八第一号の表の上欄に掲げる科目について試験が行われるものであること。

二 次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外國の学校において砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験事務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は砂防学、地すべり学その他の登録地すべり防止工事試験事務に関する科目的研究により博士の学位を授与された者

ロ 國土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

2 第七条の三第一号の表とび・土工工事業の項第四号の登録は、登録地すべり防止工事試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録地すべり防止工事試験事務を行う者（以下「登録地すべり防止工事試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録地すべり防止工事試験事務を行なう事務所の名称及び所在地

四 登録地すべり防止工事試験事務を開始する年月日

（登録の更新）

（登録地すべり防止工事試験事務の更新について準用する）

第七条の七 第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録地すべり防止工事試験事務の実施に係る義務）

第七条の八 登録地すべり防止工事試験実施機関は、公正に、かつ、第七条の六第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録地すべり防止工事試験事務を行わなければならぬ。

一 次の表の上欄に掲げる科目的区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として試験を行うこと。

| 科 目 | 内 容 | 時 間 |
|--------------------|--|--------|
| 一 地すべり一般知識に関する科目 | 砂防学、地すべり学、土質力学、構造力 学 地形・地質学及び地下水学に関する事項 | 四時間三十分 |
| 二 地すべり関係法令に関する科目 | 砂防法、地すべり対策基本法（昭和三十三年法律第三十号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十二号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他関係法令に関する事項 | 三時間三十秒 |
| 三 地すべり調査に関する科目 | 地形判読技術、計測技術及び地すべり機構に関する事項 | 二時間三十秒 |
| 四 地すべり対策施設設計に関する科目 | 杭及びアンカーの設計及び施工、地下水排水工並びに土工に関する事項 | 二時間三十秒 |
| 五 地すべり対策施設設計に関する科目 | 杭及びアンカーの設計及び施工、地下水排水工並びに土工に関する事項 | 二時間三十秒 |

二 登録地すべり防止工事試験を実施する日時、場所その他登録地すべり防止工事試験の実施に関する必要な事項をあらかじめ公示すること。

三 登録地すべり防止工事試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。

四 終了した登録地すべり防止工事試験に合格した者に対し、別記様式第二十一号による合格証明書（以下「登録地すべり防止工事試験合格証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）

第七条の九 登録地すべり防止工事試験実施機関は、第七条の六第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。（規程）

第七条の十 登録地すべり防止工事試験実施機関は、次に掲げる事項を記載した登録地すべり防止工事試験事務に関する規程を定め、当該事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録地すべり防止工事試験事務を行う時間及び休日に関する事項

二 登録地すべり防止工事試験の日程、公示方法その他の登録地すべり防止工事試験事務の実施の方法に関する事項

三 登録地すべり防止工事試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

四 登録地すべり防止工事試験委員の選任及び解任に関する事項

五 登録地すべり防止工事試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項

六 登録地すべり防止工事試験合格証明書の交付及び再交付に関する事項

七 登録地すべり防止工事試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項

八 登録地すべり防止工事試験事務に関する公正の確保に関する事項

九 登録地すべり防止工事試験実施機関は、登録地すべり防止工事試験の受験手数料の額及び収納の方法に関する事項

十 登録地すべり防止工事試験の問題の作成及び合否判定の方法に関する事項

十一 登録地すべり防止工事試験事務に関する公正の確保に関する事項

十二 不正受験者の処分に関する事項

十三 第七条の十六第三項の帳簿その他の登録地すべり防止工事試験事務に関する書類の管理に関する事項

十四 その他登録地すべり防止工事試験事務に関する必要な事項

（登録地すべり防止工事試験事務の休廃止）

第七条の十一 登録地すべり防止工事試験実施機関は、登録地すべり防止工事試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする登録地すべり防止工事試験事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第七条の十二 登録地すべり防止工事試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

二 登録地すべり防止工事試験を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録地すべり防止工事試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録地すべり防止工事試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示したものとの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるものに当該情報が記録されるものに付する請求

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

ロ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

前項第四号イ又はロに掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(適合命令)

第七条の十三 国土交通大臣は、登録地すばり防止工事試験実施機関の実施する登録地すばり防止工事試験が第七条の六第一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録地すばり防止工事試験実施機関に対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第七条の十四 國土交通大臣は、登録地すばり防止工事試験実施機関が第七条の八の規定に違反していると認めるときは、当該登録地すばり防止工事試験実施機関に対し、同条の規定による登録地すばり防止工事試験事務を行なうべきこと又は登録地すばり防止工事試験事務の方法その他の業務の方の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ぜることができる。

(登録の取消し等)

第七条の十五 國土交通大臣は、登録地すばり防止工事試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録地すばり防止工事試験実施機関が行なう試験の登録を取り消し、又は期間を定めて登録地すばり防止工事試験事務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

一 第七条の五第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第七条の九から第七条の十一まで、第七条の十二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正當な理由がないのに第七条の十二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 第七条の十七の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 不正の手段により第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録を受けたとき。

第七条の十六 登録地すばり防止工事試験実施機関は、登録地すばり防止工事試験に関する次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験者の受験番号、氏名、生年月日及び合否の別

四 合格年月日

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録地すばり防止工事試験実施機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する帳簿への記載に代えることができる。

3 登録地すばり防止工事試験実施機関は、第一項に規定する帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む)を、登録地すばり防止工事試験事務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4 登録地すばり防止工事試験実施機関は、次に掲げる書類を備え、登録地すばり防止工事試験を実施した日から三年間保存しなければならない。

一 登録地すばり防止工事試験の受験申込書及び添付書類

(報告の徴収)

第七条の十七 國土交通大臣は、登録地すばり防止工事試験事務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録地すばり防止工事試験実施機関に対し、登録地すばり防止工事試験事務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(公示)

第七条の十八 國土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項第四号の登録をしたとき。

二 第七条の九の規定による届出があつたとき。

三 第七条の十一の規定による届出があつたとき。

四 第七条の十五の規定により登録を取り消し、又は登録地すばり防止工事試験事務の停止を命じたとき。

(登録の申請)

第七条の十九 第七条の三第二号の表電気工事業の項第六号の登録は、登録計装試験の実施に関する事務(以下「登録計装試験事務」という。)を行おうとする者の申請により行う。

2 第七条の三第二号の表電気工事業の項第六号の登録を受けようとする者(以下「登録計装試験事務申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を國土交通大臣に提出しなければならない。

一 登録計装試験事務申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 登録計装試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

3 個人である場合においては、次に掲げる書類

1 住民票の抄本又はこれに代わる書面

2 登録計装試験事務申請者の略歴を記載した書類

3 法人である場合においては、次に掲げる書類

1 定款又は寄附行為及び登記簿の謄本

2 申請に係る意思の決定を証する書類

3 役員の氏名及び略歴を記載した書類

4 登録計装試験委員のうち、次条第一項第二号イ又はロに該当する者にあつては、その資格等を有することを証する書類

5 登録計装試験事務申請者が第七条の二十二において準用する第七条の五各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

6 その他参考となる事項を記載した書類

(登録の要件等)

第七条の二十 國土交通大臣は、前条の規定による登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

2 一次条第一号の表の上欄について試験が行われるものであること。

3 二次のいずれかに該当する者を二名以上含む十名以上の者によつて構成される合議制の機関により試験問題の作成及び合否判定が行われるものであること。

4 登録計装試験事務に関する科目を担当する教授若しくは助教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者は又は計測制御工学その他の登録計装試験事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者

5 第七条の三第二号の表電気工事業の項第六号の登録は、登録計装試験登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

1 登録年月日及び登録番号

2 登録計装試験事務を行う者(以下「登録計装試験実施機関」という。)の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

3 登録計装試験事務を行なう事務所の名称及び所在地

4 登録計装試験事務を開始する年月日

(登録計装試験事務の実施に係る義務)

第七条の二十一 登録計装試験実施機関は、公正に、かつ、前条第一項各号に掲げる要件及び次に掲げる基準に適合する方法により登録計装試験事務を行なわなければならない。

2 一次の表の上欄に掲げる科目的区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間を標準として試験を行なうこと。

| 科 | 目 | 内 容 | 八 時 間 |
|---|--|-------------------------------|-------|
| 一 計装一般知識に関する科目 | 計装一般及び計器に関する事項 | | |
| 二 計装設備及び施工管理に関する科目 | プラント設備又はビル設備における計装設計、工事積算、検査、調整及び工事施工に関する事項 | | |
| 三 計装関係法令に関する科目 | 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他関係法令に関する事項 | | |
| 四 計装設備設計図に関する科目 | 計装設備に係る基本計画及び施工計画に関する事項 | | |
| 五 計装設備設計図に関する科目 | プラント設備又はビル設備における計装施工設計図の作成に関する事項 | | |
| 二 登録計装試験を実施する日時、場所その他登録計装試験の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示すること。 | 登録計装試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること。 | | |
| 三 登録計装試験の問題及び合格基準を公表すること。 | 終了した登録計装試験の問題及び合格基準を公表すること。 | | |
| 四 登録計装試験に合格した者に対し、別記様式第二十二号による合格証明書(以下「登録計装試験合格証明書」という。)を交付すること。 | 登録計装試験に合格した者に対し、別記様式第二十二号による合格証明書(以下「登録計装試験合格証明書」という。)を交付すること。 | | |
| (準用規定) | | | |
| 第七条の二十一 第七条の五、第七条の七及び第七条の九から第七条の十八までの規定は、登録計試験実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 | 第七条の五、第七条の七、第七条の十九、第七条の三第一号の表とび・土工事業の項第四号 | 第七条の三第一号の表とび・土工事業の項第六号 | |
| 第七条の五、第七条の七、第七条の十九、第七条の三第一号の表とび・土工事業の項第四号 | 第七条の十五 | 第七条の二十二において準用する第七条の十五 | |
| 第七条の五第三号、第七条の七、第七条の十一(見出しを含む)、第七条の十四 | 登録地すべり防止工事試験事務 | 登録計装試験事務 | |
| 第七条の十五、第七条の十、第七条の十七、第七条の十八、第七条の十、第七条の十一(見出しを含む)、第七条の十四 | 登録地すべり防止工事試験事務 | 登録計装試験事務 | |
| 第七条の七第二項 | 前三条 | 第七条の二十二において準用する第七条の二十二 | |
| 第七条の九 | 登録地すべり防止工事試験の関係 | 第七条の十九、第七条の二十二において準用する第七条の二十二 | |
| 第七条の十第三号 | 登録地すべり防止工事試験の登録 | 第七条の二十二において準用する第七条の二十二 | |
| 第七条の十第四号、第五号、第六号及び第七号、第七条の六第四号、第五号、第六号及び第七号 | 登録計装試験の登録 | 第七条の二十二において準用する第七条の二十二 | |

(登録の申請)

- 第十八条の四** 前条第二項第二号の登録は、登録経理試験の実施に関する事務（以下「登録経理試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

二　登録経理試験事務を行う者（以下「登録経理試験実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　登録経理試験事務を行う事務所の名称及び所在地

四　登録経理試験事務を開始する年月日

| | | |
|--|----------------------|--|
| 第七条の七第一項 | 前三条 | 第十八条の四、第十八条の五及び第十八条の七において準用する第十八条の五第一項の二 |
| 第七条の九から第七条の十七まで、第七条の二十二第一項及び第二項、第七条の十七までの三から第七条の十七まで | 登録地すべり防止工事試験実施機関 | 登録経理試験実施機関 |
| 第七条の九 | 第七条の六第一項第一号 | 第十八条の五第一項第一号 |
| 第七条の十第二項 | 登録地すべり防止工事試験の登録経理試験 | 登録経理試験 |
| 第七条の十第四号、第五号、第七条の十六第四項各号 | 登録地すべり防止工事試験の登録経理試験 | 登録経理試験 |
| 第七条の十第六号 | 登録地すべり防止工事試験委員 | 登録経理試験委員 |
| 第七条の十九号 | 登録地すべり防止工事試験合格証明書 | 登録経理試験合格証明書 |
| 第七条の十第一項 | 第十七条の十六第三項 | 第十八条の七において準用する第十八条の六第三項 |
| 第七条の十六第一項、第七条の十六第四項 | 登録地すべり防止工事試験を登録経理試験を | 登録経理試験を |
| 第七条の十一 | 登録地すべり防止工事試験が登録経理試験が | 登録経理試験が |
| 第七条の六第一項 | 第十八条の五第一項 | 第十八条の五第一項 |
| 第七条の十四 | 第七条の八 | 第十八条の六 |
| 第七条の十五第一号 | 第七条の五第一号 | 第十八条の七において準用する第十八条の五第一号 |
| 第七条の十八第二号、第七条の十五第一号、第七条の九 | 第七条の九 | 第十八条の七において準用する第十八条の九 |
| 第七条の十五第一項 | 次条 | 第七条の十六 |
| 第七条の十五第二項 | 第七条の十二第一項各号 | 第十八条の七における準用する第七条の十二第二項各号 |
| 第七条の十五第四号 | 前一条 | 第十八条の七における準用する第七条の十三又は前条 |
| 第七条の十五第五号 | 第七条の十七 | 第十八条の七における準用する第七条の十七 |
| 第七条の十六第一項 | 登録地すべり防止工事試験に登録経理試験に | (登録番号 第 番) |
| 第七条の十八第二項 | 第七条の十一 | 第十八条の七における準用する第七条の十一 |

第七条の八(関係)

第七条の八(関係)

第十九条(別記様式第二十一号) (登録地すべり防止工事試験の名称) 合格証明書

第十九条(別記様式第二十一号) (登録地すべり防止工事試験実施機関の名称) 合格証明書

第十九条(別記様式第二十一号) (登録地すべり防止工事試験の名称) 合格証明書

氏名 生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日

合 格 証 明 書 番 号 (登録番号 第 番)

合 格 証 明 書 番 号 (登録番号 第 番)

様式第二十二号(第七条の二十一関係)

(登録計装試験の名称) 合格証明書

氏名 生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日

合 格 証 明 書 番 号 (登録番号 第 番)

合 格 証 明 書 番 号 (登録番号 第 番)

別記様式第二十五号の七の二(第十八条の六関係)

(登録経理試験の名称) 合格証明書

氏名 生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日

生年月日 年 月 日

合 格 証 明 書 番 号 (登録番号 第 番)

合 格 証 明 書 番 号 (登録番号 第 番)

別記様式第二十五号の十一別紙一記載要領中「審査対象年度」や「審査対象営業年度」と「3のコード表」や「4のコード表」とある、回答式用紙川お次のものと略る。

その他の審査項目（社会性等）

| 労働福祉の状況 | |
|-------------------|---|
| 雇用保険加入の有無 | □ 3 〔0. 無、1. 有、2. 適用除外〕 |
| 健康保険及び厚生年金保険加入の有無 | □ 3 〔0. 無、1. 有、2. 適用除外〕 |
| 賞金不払いの件数 | □ 3 件 |
| 被服業退職金支給制度加入の有無 | □ 3 〔0. 無、1. 有〕 |
| 退職一時金制度導入の有無 | □ 3 〔0. 無、1. 有〕 |
| 企業年金制度導入の有無 | □ 3 〔0. 無、1. 有〕 |
| 法定外労働災害補償制度加入の有無 | □ 3 〔0. 無、1. 有〕 |
| 工事の安全成績 | |
| | 項目 前 年 前々 年 |
| 業務災害による死に者の数 | □ 3 □ 5 □ 6 □ 7 (人) □ 8 □ 10 □ 10 (人) |
| 業務災害による負傷者の数 | □ 4 □ 8 □ 9 □ 10 □ 10 □ 10 (人) □ 9 □ 10 □ 10 □ 10 (人) |
| 業務災害の種類 | |
| 業務災害による 死亡者の数 | (1) 前 年 人 前々 年 人 人 |
| 業務災害による 負傷者の数 | (2) 前 年 人 前々 年 人 人 |
| | (3) 前 年 人 前々 年 人 人 |
| | 合 計 人 人 人 |
| 公認会計士等数 | |
| 公認会計士等の数 | 項目 前 年 前々 年 |
| 一般登録会員登録会員の数 | □ 5 □ 6 □ 6 □ 7 (人) □ 5 □ 6 □ 6 □ 7 (人) |
| 防災活動への貢献の状況 | |
| 防災協定の締結の有無 | 項目番号 5 □ 2 □ 3 (0. 無、1. 有) |

様式第二十五号の十二(第十九条の九、第二十一条の四関係)

(用紙 A4)

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書許可
審査基準日 年 月

号日

電話番号
市町村番号
資本金額
完成工事高／売上高(%)
通行知行
行政庁記入欄

〔金額単位：千円〕

| 申請 許可 区分 | 建設工事の種類 | 総合評定値 (P) | 完 成 工 事 高 | | | | 技 術 職 員 数 | | | |
|----------------|-------------------|--------------|-----------------|----------|-----|------------|-----------|----|-----|-----------|
| | | | 前審査対象営業年度 以前 | 審査対象営業年度 | 年平均 | 評点 (X1) | 一級 | 二級 | その他 | 評点 (Z) |
| | 010 土木一式 | | | | | | | | | |
| | 011 プレストレストコンクリート | | | | | | | | | |
| | 020 建築一式 | | | | | | | | | |
| | 030 大工 | | | | | | | | | |
| | 040 左官 | | | | | | | | | |
| | 050 とび・土工・コンクリート | | | | | | | | | |
| | 051 法面処理 | | | | | | | | | |
| | 060 石 | | | | | | | | | |
| | 070 屋根 | | | | | | | | | |
| | 080 電気 | | | | | | | | | |
| | 090 管 | | | | | | | | | |
| | 100 タイル・れんが・ブロック | | | | | | | | | |
| | 110 鋼構造物 | | | | | | | | | |
| | 111 鋼橋上部 | | | | | | | | | |
| | 120 鉄筋 | | | | | | | | | |
| | 130 ほ装 | | | | | | | | | |
| | 140 しゆんせつ | | | | | | | | | |
| | 150 板金 | | | | | | | | | |
| | 160 フラス | | | | | | | | | |
| | 170 鋼装 | | | | | | | | | |
| | 180 防水 | | | | | | | | | |
| | 190 内装仕上 | | | | | | | | | |
| | 200 機械器具設置 | | | | | | | | | |
| | 210 熱絶縁 | | | | | | | | | |
| | 220 電気通信 | | | | | | | | | |
| | 230 造園 | | | | | | | | | |
| | 240 さく井 | | | | | | | | | |
| | 250 建具 | | | | | | | | | |
| | 260 水道施設 | | | | | | | | | |
| | 270 消防施設 | | | | | | | | | |
| | 280 清掃施設 | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | |
| | 完成工事高合計 | | | | | | 技術職員数合計 | | | |

| 自己資本額及び建設業従事職員数 | 数値 | 点数 |
|-----------------|--------|----|
| 自己資本額 | | |
| 建設業従事職員数 | | |
| 評 | 点 (X2) | |

| その他の審査項目(社会性等) | 数値等 | 点数 |
|-------------------|-------|----|
| 雇用保険加入の有無 | | |
| 健康保険及び厚生年金保険加入の有無 | | |
| 賃金不払件数 | | |
| 建設業退職金共済制度加入の有無 | | |
| 退職一時金制度導入の有無 | | |
| 企業年金制度導入の有無 | | |
| 法定外労働災害補償制度加入の有無 | | |
| 労働福祉の状況 | | |
| 業務灾害死亡者の数 | | |
| 業務灾害負傷者の数 | | |
| 工事安全成績 | | |
| 営業年数 | | |
| 公認会計士等の数 | | |
| 二級登録経理試験合格者の数 | | |
| 公認会計士等の数 | | |
| 防災協定締結の有無 | | |
| 防災活動への貢献の状況 | | |
| 評 | 点 (W) | |

経営規模等評価の結果を通知します。
総合評定値

平成 年 月 日

印

(参考)

| 経営状況 | 単独決算(連結決算) | 経営状況 | 単独決算(連結決算) |
|---------------------------|------------|------------------------|------------|
| 売上高営業利益率 | | 自己資本比率 | |
| 総資本経常利益率 | | 有利子負債月商倍率 | |
| キャッシュフロー対売上高比率 (収益性点数) | | 純支払利息比率 (安定性点数) | |
| 必要運転資金月商倍率 | | 自己資本対固定資産比率 | |
| 立替工事高比率 | | 長期固定適合比率 | |
| 受取勘定月商倍率 (流动性点数) | | 付加価値対固定資産比率 (健全性点数) | |
| | | 評点 (Y) | |

| 受取勘定 | 売上高 |
|-------------|----------|
| 未成工事支出金 | 営業利益 |
| 固定資産(当期) | 経常利益 |
| 固定資産(前期) | 当期純利益 |
| 支払勘定 | 総資本(当期) |
| 未成工事受入金 | 総資本(前期) |
| 有利子負債 | 付加価値 |
| (うち受取手形割引高) | 支払利息 |
| 固定負債 | 受取利息配当金 |
| 自己資本 | キャッシュフロー |

受取印

| | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------|-------|------|----|
| 電気工事士法 電気事業法 | 55 56 58 | 第一種電気工事士 第二種 電気主任技術者(第1種～第3種) | 3年 5年 5年 | " " " | (2級) | 1年 |
| 電気工事士法 電気事業法 | 55 56 58 | 第一種電気工事士 第二種 電気主任技術者(第1種～第3種) | 3年 3年 5年 | " " " | (2級) | 1年 |
| 電気通信事業法 | 59 | 電気通信主任技術者 | 5年 | " | " | 1年 |
| 職業能力開発促進法 | 71 | 建築大工(1級) | 1年 | " | " | 1年 |
| | " | (2級) | | " | " | |
| 72 | 左官(1級) | | | " | " | |
| | "(2級) | | | " | " | |
| 73 | ヒビ・ヒビ工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級) | | 1年 | " | " | |
| " | " | "(2級) | 1年 | " | " | |
| 66 | ワタルボイント施工(1級) | | | " | " | |
| " | "(2級) | | 1年 | " | " | |
| 74 | 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級) | | | " | " | |
| " | "(2級) | | 1年 | " | " | |
| 75 | 給排水衛生設備配管(1級) | | | " | " | |
| " | "(2級) | | 1年 | " | " | |
| 76 | 配管・配管工(1級) | | | " | " | |
| " | "(2級) | | 1年 | " | " | |
| 77 | タイル張り・タイル張り工(1級) | | | " | " | |
| " | "(2級) | | 1年 | " | " | |
| 78 | 築石・築石工(1級)・丸んが積み | | | " | " | |
| " | "(2級) | | 1年 | " | " | |
| 79 | ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工 | | | " | " | |
| " | "(2級) | | 1年 | " | " | |
| 80 | 石工・石材施工・石積み(1級) | | | " | " | |
| | | | | " | " | 1年 |

| | | |
|-------|---|------|
| " " " | (2級) | 1年 |
| 81 | 鉄工・製罐(1級) | |
| " " | (2級) | 1年 |
| 82 | 鉄筋組立て・鉄筋施工(1級) | |
| " " | (2級) | 1年 |
| 83 | 工場板金(1級) | |
| " " | (2級) | 1年 |
| 84 | 板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級) | |
| " " | " | (2級) |
| 85 | 板金・板金工・打出し板金(1級) | |
| " " | "(2級) | 1年 |
| 86 | かわらぶき・スレート施工(1級) | |
| " " | "(2級) | 1年 |
| 87 | ガラス施工(1級) | |
| " " | "(2級) | 1年 |
| 88 | 塗装・木工塗装・木工塗装工(1級) | |
| " " | "(2級) | 1年 |
| 89 | 建築塗装・建築塗装工(1級) | |
| " " | "(2級) | 1年 |
| 90 | 金属塗装・金属塗装工(1級) | |
| " " | "(2級) | 1年 |
| 91 | 噴霧塗装(1級) | |
| " " | "(2級) | 1年 |
| 67 | 路面標示施工 | |
| 92 | 墨製作・墨工(1級) | |
| " " | "(2級) | 1年 |
| 93 | 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表裏・表具・表具工(1級) | |
| " " | "(2級) | 1年 |

| | | | | |
|-----|---|----|--|----|
| 94 | 熱・絶縁施工 (1級) " (2級) | 1年 | 配管・配管工 (1級) " (2級) | 3年 |
| 95 | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級) " " " " (2級) | 1年 | タイル張り・タイル張り工 (1級) " " (2級) | 3年 |
| 96 | 造園 (1級) " (2級) | 1年 | 窯炉・窯炉工 (1級)・れんが積み " " (2級) | 3年 |
| 97 | 防水施工 (1級) " (2級) | 1年 | ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブロック " " (2級) | 3年 |
| 98 | さく井 (1級) " (2級) | 1年 | 石工・石材施工・石積み (1級) " " (2級) | 3年 |
| 99 | その他 | 1年 | 鉄工・製鐵 (1級) " " (2級) | 3年 |
| 100 | 地すべり防止工事士 | 1年 | 鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級) " " (2級) | 3年 |
| 101 | 建築設備工 | 1年 | 板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」 (1級) " " " (2級) | 3年 |
| 102 | 一級計装士 | 1年 | 板金・板金工・打出し板金 (1級) " " " (2級) | 3年 |
| 103 | その他 | 1年 | 板金・板金工・打出し板金 (1級) " (2級) | 3年 |
| 104 | 建築大工 (1級) " (2級) | 3年 | 板金・板金工・打出し板金 (1級) " " " (2級) | 3年 |
| 105 | 左官 (1級) " (2級) | 3年 | 板金・板金工・打出し板金 (1級) " " " (2級) | 3年 |
| 106 | とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級) " " " (2級) | 3年 | かわらぶき・スレート施工 (1級) " " (2級) | 3年 |
| 107 | ウエルポイント施工 (1級) " (2級) | 3年 | ガラス施工 (1級) " (2級) | 3年 |
| 108 | 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級) " (2級) | 3年 | 塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級) " " (2級) | 3年 |
| 109 | 給排水衛生設備配管 (1級) " (2級) | 3年 | 建築塗装・建築塗装工 (1級) " (2級) | 3年 |

| | | | | | |
|------------------|--|----|-----------------|---|----------------|
| 90 | 金属塗装・金属塗装工(1級) " " (2級) | 3年 | 電気工事士法 電気事業法 | 155 第一種電気工事士 256 第二種 " | 第一種電気工事士 3年 |
| 91 | 噴霧塗装(1級) " (2級) | 3年 | | 258 電気主任技術者(第1種～第3種) | 5年 |
| 67 | 路面標示施工 | | 電気通信事業法 | 259 電気通信主任技術者 | 5年 |
| 92 | 畝製作・畝工(1級) " " (2級) | 3年 | | 171 建築大工(1級) 271 " (2級) | 1年 |
| 93 | 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級) " " " (2級)" " | 3年 | | 172 左官(1級) 272 " (2級) | 1年 |
| 94 | 熱線施工(1級) " (2級) | 3年 | | 173 ドア・ドビ工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級) 273 " " " (2級) | 1年 |
| 95 | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級) " " " " (2級)" " | 3年 | | 166 ウェルボイント施工(1級) 266 " (2級) | 1年 |
| 96 | 造園(1級) " (2級) | 3年 | | 174 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級) 274 " " (2級) | 1年 |
| 97 | 防水施工(1級) " (2級) | 3年 | | 175 給排水衛生設備配管(1級) 275 " (2級) | 1年 |
| 98 | さく井(1級) " (2級) | 3年 | | 176 配管・配管工(1級) 276 " " (2級) | 1年 |
| 61 | 地すべり防止工事 | 1年 | | 177 タイル張り・タイル張り工(1級) 277 " " (2級) | 1年 |
| 62 | 建築設備工 | 1年 | | 178 築炉・築炉工(1級)・れんが積み 278 " " (2級) | 1年 |
| 63 | 計装 | 1年 | | 179 ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工 279 " " " (2級) | 1年 |
| 99 | その他 | | | 180 石工・石材施工・石積み(1級) 280 " " " (2級) | 1年 |
| ※又々。 記帳書 | | | | | |
| 電気工事士法 電気事業法 | 155 第一種電気工事士 256 第二種 " | 3年 | | | |
| 電気主任技術者(第1種～第3種) | 258 | 5年 | | | |

| | | | |
|-----|--|-----|-----------------------------------|
| 181 | 鉄工・製罐 (1級) | 194 | 熱絶縁施工 (1級) |
| 281 | " " (2級) | 294 | " (2級) |
| 182 | 鉄筋組立・鉄筋施工 (1級) | 195 | 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工 (1級) |
| 282 | " " (2級) | 295 | " " " " " (2級) |
| 183 | 工場板金 (1級) | 196 | 造園 (1級) |
| 283 | " (2級) | 296 | " (2級) |
| 184 | 板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級) | 197 | 防水施工 (1級) |
| 284 | " " " (2級) | 297 | " (2級) |
| 185 | 板金・板金工・打出し板金 (1級) | 198 | さく井 (1級) |
| 285 | " " " (2級) | 298 | " (2級) |
| 186 | かわらぶき・スレート施工 (1級) | 061 | 地すべり防止工事士 |
| 286 | " " (2級) | 062 | 建築設備士 |
| 187 | ガラス施工 (1級) | 063 | 一般販売士 |
| 287 | " (2級) | 099 | その他 |
| 188 | 塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級) | 171 | 建築大工 (1級) |
| 288 | " " " (2級) | 271 | " (2級) |
| 189 | 建築塗装・建築塗装工 (1級) | 172 | 左官 (1級) |
| 289 | " " (2級) | 272 | " (2級) |
| 190 | 金属塗装・金属塗装工 (1級) | 173 | とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級) |
| 290 | " " (2級) | 273 | " " " " " (2級) |
| 191 | 噴霧塗装 (1級) | 166 | ウェルボイント施工 (1級) |
| 291 | " (2級) | 266 | " (2級) |
| 167 | 路面標示施工 | 174 | 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級) |
| 192 | 塗製作・塗工 (1級) | 274 | " " " (2級) |
| 292 | " " (2級) | 175 | 給排水衛生設備配管 (1級) |
| 193 | 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級) | 275 | " (2級) |
| 293 | " " " (2級) | 176 | 配管・配管工 (1級) |

*印

| 職業能力開発促進法 | 職業能力開発促進法 | | |
|-----------|-----------------------------|----------------|-----|
| | 171 | 271 | 272 |
| 171 | 建築大工 (1級) | " (2級) | 3年 |
| 172 | 左官 (1級) | " (2級) | 3年 |
| 173 | とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工 (1級) | " " " " " (2級) | 3年 |
| 166 | ウェルボイント施工 (1級) | " (2級) | 3年 |
| 266 | " (2級) | " (2級) | 3年 |
| 174 | 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級) | " " " (2級) | 3年 |
| 274 | " " " (2級) | " (2級) | 3年 |
| 175 | 給排水衛生設備配管 (1級) | " (2級) | 3年 |
| 275 | " (2級) | " (2級) | 3年 |
| 176 | 配管・配管工 (1級) | " (2級) | 3年 |

平成 17 年 12 月 16 日 金曜日

| | | | | |
|-----|-----------------------------------|------|------|------|
| 276 | " | " | (2級) | 3年 |
| 277 | " | " | (2級) | 3年 |
| 278 | " | " | (2級) | 3年 |
| 279 | " | " | (2級) | 3年 |
| 177 | タイル張り・タイル張り工(1級) | | | |
| 178 | 窯炉・窯炉工(1級)・れんが積み | | | |
| 179 | ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工 | | | |
| 180 | 石工・石材施工・石積み(1級) | | | |
| 280 | " | " | (2級) | 3年 |
| 181 | 鉄工・製罐 ^{ブン} (1級) | | | |
| 281 | " | " | (2級) | 3年 |
| 182 | 鉄筋組立て・鉄筋施工(1級) | | | |
| 282 | " | " | (2級) | 3年 |
| 183 | 工場板金(1級) | | | |
| 283 | " | (2級) | | 3年 |
| 184 | 板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級) | | | |
| 284 | " | " | " | (2級) |
| 185 | 板金・板金工・打出し板金(1級) | | | |
| 285 | " | " | (2級) | 3年 |
| 186 | かわらぶき・スレート施工(1級) | | | |
| 286 | " | " | (2級) | 3年 |
| 187 | ガラス施工(1級) | | | |
| 287 | " | (2級) | | 3年 |
| 188 | 塗装・木工塗装・木工塗装工(1級) | | | |
| 288 | " | " | (2級) | 3年 |
| 189 | 建築塗装・建築塗装工(1級) | | | |
| 289 | " | " | (2級) | 3年 |

改める。

附圖

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十八条の二の次に五条を加える改正規定（第十八条の三第一項第五号に係る部分に限る。）別記様式第二十五号の十一別紙三の改正規定及び別記様式第二十五号の十二の改正規定は、平成十八年五月一日から施行する。